

平成25年2月藤枝市議会定例会
文教建設経済委員会委員長報告書
(請願審査)

本会議5日目
(平成25年3月22日)

文教建設経済委員会に付託されました、

請第3号「南駿河台地内への高層マンション建設反対の意思表示に関する請願」及び請第4号「住宅地内への太陽光発電所設置に反対の意思表示に関する請願」について、審査の経過と結果について、主な発言を中心にご報告致します。

最初に、請第3号について、申し上げます。

初めに、請願代表者に対し、「1棟目のマンション建設時に付帯条件をつけて同意書を調印した真意について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「事業者側の並々ならぬマンション建設の熱意を感じ、当地に次々と建設されることを危惧したため、1棟は認めても2棟目にはブレーキをかけるという趣旨で調印した。」という答弁がありました。

次に、「これまで、どういう手段でマンション建設計画撤回の意思表示を事業者側に対し伝えたのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「事業者側は住民の反対にもかかわらずマンション建設説明会を4回開催したので、この計画については住民一同大反対であることを伝えた。そのほか、機会をとらえて伝えている。」という答弁がありました。

次に、「付帯条件を付けた同意書を元に、マンション建設計画の撤回を求めたことに対しての事業者側の回答について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「開発責任者からは、『同意書は確かに受け取った、しかし、そのプロセスで藤枝エミナース跡地対策協議会会長や自治会長に対し先々のことは不明でよくわからないと口頭で伝えている。当社の最終意思決定者は社長であり、私に確約を求められても困る』という回答だった。」という答弁がありました。

次に、執行部に対して、事業者への行政指導の状況について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「昨年10月4日に事業者からマンション建設についての説明があった時に地元の同意書をつけた土地利用申請を提出するよう指導したが、本年2月7日、『土地利用申請の手続きは取らない』という申し出がされた。その後も市は、ことあるごとに、地域住民への丁寧な説明を促し、行政指導に応じるようお願いしている。」という答弁がありました。

次に、「事業者が平成22年2月に藤枝エミナース跡地を購入した時点では、どのような事業計画が出されていたか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「購入直後は、一部の宅地分譲のほか、エミナースの本館、宿泊棟、ホールについては高齢者の交流や憩いの場、障害者の就労支援施設、高齢者向けの賃貸住宅等の福祉村を作る計画が提示されていたが、その後は、短期間のうちに計画が変更され、その都度、審査をし直すという状況であった。」という答弁がありました。

次に、「市の指導要綱に従わなくてもいいという先例をつくらないため、対策を検討して行くべきだと思うが市の考えを伺う。」という質疑があり、

これに対して、「指導要綱に従わない業者名を公表することや、土地開発業者と地域住民の間で事前に協議の場を持つことを義務付けた条例をつくることを検討していきたい。」という答弁がありました。

次に、一委員より「地域住民と取り交わした同意書を反故にして2棟目のマンション建設計画を強引に押し進めようとする事業者の行為は、信義誠実の原則に違反しているだけでなく、非難に値する。

建設計画自体に違法性は無いため、法律的な解決は望めないが、市は、住民生活や地域環境を守るため、事業者に対し厳正な行政指導を行っていくこと、併せて、請願者のみなさんも事業者と、引き続き協議の場を持ち、対話を通じて、地域の求める姿となることを願い、本請願は採択すべきである。」という意見がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、本請願については全会一致で「採択」すべきものと決定しました。

次に、請第4号について、申し上げます。

初めに、請願代表者に対して、「人家の近くに太陽光パネルを設置することについては、反射光の人体への影響等安全上の説明責任があると思われるが、事業者側からそのような説明あったか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「太陽光パネルのメーカーでさえ、反射光が及ぼす影響について危惧しているにもかかわらず、事業者側からは安全性についての具体的な説明は一切なかった。」という答弁がありました。

次に、「住民側から事業者側へのアプローチが不足していないか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「住民側はいつでも話し合いのテーブルにつく準備があるが、事業者側の代表者も幹部社員も対話に応じる姿勢がない。昨年12月にも代表者に面会を求めたが、応じてもらえなかった。その後も、何度か会社を訪れているが面会を拒絶され、話し合いができない状況である。」という答弁がありました。

次に、執行部に対して、「太陽光パネルの設置場所については規制や基準が整備されていないが、今後このようなトラブルが起きないようにするために、条例等で規制していく考えはあるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「景観に関する条例を整備する中で基準を設けることや、環境の観点から規制することができないか検討していく。また、国に対しても、設置基準等の法令整

備を要請していく。」という答弁がありました。

次に、一委員より、「周辺環境に急激な変動をきたす内容について地域に理解を得るための努力を怠り、これに関する市の指導にも全く耳を傾けない事業者の行為は地域住民との信頼関係をないがしろにしているだけでなく、企業に求められた社会的責任を十分に果たしているとは言えない。

現行法上の規制基準がないとは言え、市はマンション建設問題と同様、厳正な行政指導を行い、請願者のみなさんも事業者と、引き続き協議の場を持ち、対話を通じて計画見直しとなることを願い、本請願も採択すべきである。」という意見がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、本請願についても全会一致で「採択」すべきものと決定しました。

以上、ご報告いたします。